

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（仮称）案について

1. 趣旨

- 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、
 - ・ 通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、
 - ・ そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。
- これは、生活援助中心型サービスについては
 - ・ 必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、
 - ・ 利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。
- なお、平成 30 年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の取組のほか、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り援助の明確化により、自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価をすることとしている。

2. 概要

- 上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。
- 届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数＋2 標準偏差（2SD）（※）」を基準とする。
（※） 全国での利用回数の標準偏差に 2 を乗じた回数
- 具体的には、直近の 1 年間（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数＋2 標準偏差（2SD）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたり以下の回数とする。
 - ・ 要介護 1 27 回
 - ・ 要介護 2 34 回
 - ・ 要介護 3 43 回
 - ・ 要介護 4 38 回
 - ・ 要介護 5 31 回
- この告示においては、
 - ・ 「厚生労働大臣が定める訪問介護」は、生活援助が中心である指定訪問介護であること
 - ・ 「厚生労働大臣が定める回数」は、上記の回数であることを定めることとする。

3. 根拠法令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第 13 条第 18 号の 2

4. 告示日等

告示日：平成 30 年 4 月下旬（予定）

適用期日：平成 30 年 10 月 1 日